第百三十六条第八項	前項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する前項

第二十九条の二十二第一項の表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項及び第四項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	国民健康保険法第七十六条の四において準用する第百三十四条第十二項
	第六項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する第六項

第二十九条の二十二第二項の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する第百三十八条第一項
	第五項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する第百三十八条第二項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	施行令第二十九条の二十二第一項において準用する第百三十八条第二項において準用する前項

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第十三条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　日本年金機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条・」を「第六十六条の二―」に改める。

第三十九条第四号及び第四十三条第四項第四号中「全国健康保険協会」の下に「、日本年金機構」を加える。

第十章中第六十七条の前に次の一条を加える。

（組合員期間以外の期間の確認の権限に係る事務を日本年金機構に行わせる場合の厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第六十六条の二　法第百四十四条の二十四の二第三項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
	第一項各号に掲げる権限	地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限（以下「確認の権限」という。）
	の全部若しくは一部を行う	を行う
	若しくは不適当	又は不適当
	同項各号に掲げる	当該確認の
	の全部又は一部を自ら	を自ら
第百条の四第四項	、前項	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は前項	又は同条第三項において準用する前項
	の全部若しくは一部を行わないするとき（次項に規定する場合を除く。）	を行わないするとき
第百条の四第六項	、第三項	、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第三項において準用する第三項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項
	の全部若しくは一部を行わない	を行わない
	同項各号に掲げる	当該確認の
第百条の四第七項	前各項	地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第二項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	同項各号に掲げる	当該確認の